

官報

号外 昭和六十二年五月十九日

○第百八回 衆議院會議録 第十八号

昭和六十二年五月十九日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和六十二年五月十九日

正午開議

- 第一 國際花と緑の博覧会政府代表の設置に
關する臨時措置法案(内閣提出)
- 第二 文化交流に關する日本国政府とソヴィ
エト社會主義共和國連邦政府との間の
協定の締結に關する承認を求めるの件
- 第三 多數國間投資保証機關を設立する条約
の締結に關する承認を求めるの件
- 第四 商品の名稱及び分類に關する統一シ
ステムに關する國際條約及び商品の名
稱及び分類に關する統一システムに
關する國際條約の改正に關する議定
書(千九百八十六年六月二十四日にブ
ラッセルで作成)の締結に關する承認
を求めるの件
- 第五 關稅及び貿易に關する一般協定のジュ
ネーヴ議定書(千九百八十七年)の締結
に關する承認を求めるの件
- 第六 民間航空機貿易に關する協定附屬書を
改正する議定書(千九百八十六年)の締
結に關する承認を求めるの件
- 第七 原子力事故の早期通報に關する條約の
締結に關する承認を求めるの件
- 第八 原子力事故又は放射線緊急事態の場合

- 第九 における援助に關する條約の締結につ
いて承認を求めるの件
- 第十 日本國とアメリカ合衆國との間の相互
協力及び安全保障條約第六條に基づく
施設及び区域並びに日本國における合
衆國軍隊の地位に關する協定第二十四
條に關する特別の措置に關する日本
國とアメリカ合衆國との間の協定の締
結に關する承認を求めるの件
- 第十一 治山治水緊急措置法及び河川法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
- 第十二 民間都市開発の推進に關する特別措置
法案(内閣提出)
- 第十三 昭和六十二年度における私立學校教職
員共済組合法の年金の額の改定の特例
に關する法律案(内閣提出)
- 第十四 簡易生命保險及び郵便年金の積立金の
運用に關する法律及び簡易保險郵便年
金福祉事業団法の一部を改正する法律
案(内閣提出)
- 第十五 簡易生命保險法及び郵便年金法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
- 第十六 放送法及び電波法の一部を改正する法
律案(内閣提出)
- 第十七 電波法の一部を改正する法律案(内閣
提出)
- 第十八 電気通信事業法の一部を改正する法律
案(内閣提出)
- 第十九 児童扶養手当法等の一部を改正する法

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に關するの稲村國務大臣の趣旨説明

第十九 法律案(内閣提出)
原子爆彈被爆者に對する特別措置に關
する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第二十 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 臨床工學技士法案(内閣提出)

第二十二 義肢裝具士法案(内閣提出)

第二十三 昭和六十二年度における農林漁業団体
職員共済組合法の年金の額の改定の特
例に關する法律案(内閣提出)

第二十四 国有林野事業改善特別措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第二十五 森林法の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第二十六 農林漁業信用基金法案(内閣提出)

第二十七 民間事業者の能力の活用による特定施
設の整備の促進に關する臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十八 昭和六十二年度の財政運営に必要な財
源の確保を図るための特別措置に關す
る法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時十二分開議
○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、公害健
康被害補償法の一部を改正する法律案に關して、
趣旨の説明を求めます。國務大臣稲村利幸君。

○國務大臣(稲村利幸君) 公害健康被害補償法の
一部を改正する法律案に關して、その趣旨を御説
明申し上げます。

公害健康被害補償制度は、汚染原因者の負担に
基づき、著しい大氣の汚染等による公害健康被害
者に對して、その迅速かつ公正な保護を図ってき
たものであります。

我が國の大氣汚染の状況は、近年全般的には改
善の方向にあり、中央公害對策審議會において、
三年にわたり検討が進められた結果、昨年十月、公
害健康被害補償法の第一種地域のあり方について
答申が取りまとめられたところであります。

この答申は、現在の大氣汚染の状況のもとで
は、原因者の負担に基づき個人に對する補償を行
うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸
脱することとなるため、現行の第一種地域の指定
をすべて解除することが相当であり、今後は個人
に對する補償を行うのではなく、総合的な環境保
健施策を推進することが適当であるとしておりま
す。

今回の改正は、本制度をより公正で合理的なも
のとするため、中央公害對策審議會の答申を踏ま
え、第一種地域の指定がすべて解除された場合に
対応できるようにするものであります。

次に、法律案の主要事項に關して、その概略を
御説明申し上げます。

第一は、法律の題名及び目的の改正でありま
す。

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案についての稲村國務大臣の趣旨説明 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する沢藤礼次郎君の質疑

一〇三三

今回の改正においては、新たに大気汚染の影響による健康被害の予防のために必要な事業を実施し、健康の確保を図ることとして、法律の題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改め、あわせて目的について同様の趣旨をつけ加えております。

第二は、費用負担に関する規定の整備であります。

これは、第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、解除前に認定を受けた患者に対する補償を継続することができるよう、解除前のばい煙発生施設等設置者から賦課金を徴収することとする等、その費用負担の仕組みを原因者負担の観点から整備するものであります。

第三は、公害健康被害補償協会の業務等に関する改正であります。

総合的な環境保健施策を推進するため、協会の業務に、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究等の実施及び地方公共団体が行う健康相談等の事業に対する助成に関する業務を新たに加えております。あわせて、協会の名称も「公害健康被害補償予防協会」に改めることとしております。

また、これらの事業に必要な費用に関し、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を財源とする基金を設けることとしております。

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日としております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議員(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。沢藤礼次郎君。

〔沢藤礼次郎君登壇〕

○沢藤礼次郎君 私は、ただいま提案理由の説明がありました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して、中曽根総理大臣並びに稲村環境庁長官に質問いたします。

気管支ぜんそくなど大気汚染による公害病認定患者の数は、全国四十一地域に九万六千人余と増加しております。今もなお毎年約九千人ずつ増加しているのではありません。いわば現在進行形の実態が厳然として存在しているにもかかわらず、四十一指定地域をすべて解除し、今後、公害病患者を新しく認定しないという公害行政の後退に直結する法の改悪がなされようとしていることは、まことに遺憾であります。今なぜ法改正を急ぐのですか。その必要性は何か、まずお伺いします。

公害は、十九世紀、イギリスの産業革命とともに発生し、それ以降、産業の発展と表裏しながら公害は発生してまいりました。公害の歴史は、公害発生源、加害者である企業の側と被害者である住民との対立の歴史でもあると言えましょう。

今回の法改正については、経団連初め産業界挙げて運動をしてきたことは周知の事実であります。一九七八年、窒素酸化物の環境基準が大幅に緩和され、八〇年暮れには、経団連が公害健康被害補償制度の改正についての意見書を、さらに八五年には、規制緩和についての意見を発表し、地域指定解除を強く求めてまいりました。今回の法改正は、その産業界への迎合であると見られてもいたし方ありません。

総理、あなたの私的な諮問機関である経済研究会は、四年前「これからの経済政策と民間活力の培養」と題する報告書をまとめ、その中で各種の規制緩和を強調し、これと前後して、環境アセスメントの法制化を挫折させ、大気、水などの環境基準の未達成状況を放置し、さらに今回は公健法の改悪を図るなど、環境行政の三本柱であります。一、環境破壊の未然防止、二、公害の規制

三、被害者救済のことごとくを骨抜きにしようとしているのであります。これは国民ひとしく、厳しく批判しているのですが、総理、あなたは、この国民の批判の声に対してどのようにこたえられるのか。企業の要求と住民の願いが対立し、二者択一を迫られた場合、どちらの立場を大切にされるのか、率直にお聞かせいただきたいのであります。(拍手)

稲村環境庁長官、あなたにも同じ質問を呈します。このようにときに、国民の健康と生命を守るためにこそ、環境庁の存在意義、存在価値があるのではございませんか。御所見をお伺いいたします。

さて、今回の法改正の骨子は、次の二点に集約することができま。

まず第一は、大気汚染による健康被害の著しい都府県一府八都府二十市一町十九特別区に及ぶ全国四十一の第一種地域の指定を全面解除し、新たな患者の認定を一切行わないという点であり、第二は、個人を対象にして被害を認定したやり方を変更し、集団を対象に汚染地域の環境を改善する事業や地域住民全体を対象とする予防、健康の回復など、地域保健事業への転換を打ち出している点であります。

現行法は、制定以来十三年間にわたり、大気汚染による被害者の救済を図る上で一定の重要な役割を果たしてまいりました。そのことを評価しつつも、一方では、この法律が定める第一種地域指定の要件である大気汚染の指標としては、これまで専ら硫黄酸化物、二酸化硫黄を用い、自動車の排気ガスがもたらす窒素酸化物が指標とされてこなかったこと、障害補償費の算定にさまざまな不備があることなどが早くから指摘されてまいりました。

私たちは、特に自動車の排気ガスによって生ずる大気汚染の深刻化にかんがみ、窒素酸化物を指標に加えて指定地域を拡大し、とりわけ主要幹線道路沿道の地域指定に道を開き、早急に多くの患

者の救済が図られなければならないことを主張してまいりました。このことは、全党一致で再三にわたって国会決議がなされてきたところであります。稲村環境庁長官、あなたは、この全党一致の国会決議をいかなるお考えで無視をされ、決議の趣旨と全く異なる今回の改正案を提出されたのでしょうか、その経過の詳細を明らかにしていただきたいのであります。

自動車の排気ガスがもたらす大気汚染は、危機的状況にあります。沿道の窒素酸化物の環境基準達成率は、三大都市では三〇％にも満たず、その一方で、自動車の走行量は年々増加し、特に普通乗用車の十ないし二十倍もの窒素酸化物を排出する大型車の増加は著しく、昼夜を分らない走行による沿道住民の健康被害は、騒音公害を伴って激増しております。

東京都衛生局がここ六年間にわたって行った沿道住民の健康影響調査では、女性の肺がんによる死亡と窒素酸化物の量とは明らかな相関関係が認められたこと、また、沿道の学童に肺機能の低下が、さらには、乳幼児に呼吸器疾患症状が多発していることなど、まことに衝撃的な報告がなされたことは、憂慮すべき事実を雄弁に物語っているものであります。しかし、今回の改正案によって、環境庁は、主要幹線道路沿道の地域指定は住民の被害の実態には目をつぶって何ら顧みないというのであります。自動車の公害の深刻化している状況とその健康被害の実態について、環境庁長官の御認識と改善の方策並びに現実に生じている被害の救済の対応策を明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

今回の改正案は、昨年十月の中央公害対策審議会の答申の内容を具現化した内容になっております。この答申では、幹線道路沿道の疾病調査を行う、局地的汚染の健康への影響について評価を行うには、科学的知見が十分ではないと結論づけております。もし現状で科学的知見を得るために十分でないならば、実態を明らかにする科学的知

見を積み重ねる措置をどうしてとらないのですか。その作業、その努力なしに環境行政の一大転換が行われてよいのでしょうか。納得のいく御説明を承りたいのであります。(拍手)

長官、今回の法改正に当たり、関係自治体の首長に意見を求められましたが、その回答の九割もが地域指定解除反対を回答しているではありませんか。疑わしきは救済する、これが公害対策の基本ではありませんか。環境庁は今その存在価値を問われていることを強く指摘せざるを得ません。私は、法改正に強く反対し、二十一世紀を展望した環境行政の確立を強く要望し、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 沢藤議員にお答えをいたします。

まず、法改正の必要性でございますが、今回の改正は、現在の大気汚染の状況やその健康への影響についての論議を踏まえまして慎重に御審議をいただいた中央公害対策審議会答申に基づき、公害健康被害補償制度をより公正で合理的なものにするために行っているものでございまして、最近の改善の状況及び将来に向かって予防行政への重点移行、そういうような観点に立ちまして法改正というものを考えているわけでありまして。

次には、環境行政への批判に対するお答えでございますが、環境行政については、公害の防止とそのための規制に意を用い、被害救済についてもその適正を期することとして、あくまでも国民の健康と生活を守る観点から政府の重要施策として位置づけてきておるところであり、今後ともそのように取り扱う考えであります。

さらに、今後の展望でございますが、今後とも、二十一世紀を展望しつつ健全で恵み豊かな環境を国民の共有財産として引き継いでいけるよう、環境行政の積極的な推進に努めてまいります所存であります。

昭和六十二年五月十九日 衆議院会議録第十八号

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣稲村利幸君登壇〕

○国務大臣(稲村利幸君) 沢藤議員にお答え申し上げます。

公害行政の基本姿勢についてでございますが、環境行政は、国民の健康の保護を使命とするものであり、あくまでも国民の立場に立つて公正かつ合理的に対処すべきものと認識しております。

次に、今回の改正案と御指摘の国会決議についてでございますが、今回の公健法の改正案は、昨年十月に取りまとめられた中央公害対策審議会の答申を踏まえ、提案しているものであります。中公審においては、国会決議にあった窒素酸化物等の問題についても十分御審議をいただいた上で、窒素酸化物を含めた総体としての現在の大気汚染の状況のもとでは、新規に患者を認定し、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する補償を行うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなるため、現行の第一種地域をすべて解除することが相当であるとの結論を導いたものであります。

次に、自動車公害の状況と健康影響をめぐってのお尋ねであります。現在、大都市地域の道路周辺を中心として、二酸化窒素に係る環境基準の達成には十分認識しております。これにつきましては、発生源規制の一層の強化を図るとともに、交通量の抑制、分散、円滑化や低公害車の普及等の諸対策を関係省庁と連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進してまいります所存であります。また、後に述べます健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策につきましても、沿道地域を含め積極的に推進してまいります所存であります。

次に、局地的汚染に関する科学的知見と指定解除の考え方についてであります。御指摘の幹線道路沿道等の局地的汚染の問題につきましては、現時点における科学的知見によっても、こうした地域を指定地域として指定し補償給付を行うまで

の合理性があるとは判断できないところから、現行指定地域のすべてを解除することが相当であるとの中公審答申の結論に従ったものでございまして。

次に、関係地方公共団体の長の意見についてであります。今回の改正につきましては、関係地方公共団体から広範な意見が寄せられ、特に大都市の地方公共団体からは、幹線道路沿道を中心とした窒素酸化物等による汚染がなお改善されていないことについて強い懸念が示されております。これに対しては、今後、大気汚染防止対策を一層推進するほか、本法律案にも盛り込まれております健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を積極的に推進することに対処してまいりたいと思っております。

最後に、疑わしきは救済という点についてであります。公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえて、原因者に負担を課して個別の補償を行うという制度であり、救済の対象とすることについては、あくまでも公正かつ合理的な理由が必要であるということが基本であると考えます。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 斉藤節君。

〔斉藤節君登壇〕

○斉藤節君 私、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から中曾根総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

今回の本法案の骨子は、近年における我が国の大気汚染の態様の変化を踏まえ、昨年十月に出された中央公害対策審議会、以下中公審と言います、の答申「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」に基づき、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるよう所要の改正を行うものであるというものであります。すなわち、本法案は、第一種地域の指定をすべて解除し

た場合、既認定患者に対する補償給付は行いが、新規患者については一切認定補償は行わないというものであります。

私は、昨年十月の中公審答申がなされたときのこの問題に対するマスコミを初め各界の厳しい反応を思い起こしていただきたいのであります。すなわち、「これは、公害被害者の願いと要求を全く無視したものである。」「これは制度上、もはや大気汚染による公害病患者は出ないと決めつけたも同然で、現状認識を大きく欠いた答申と言わざるを得ない。」「環境行政は、原点を見失うな。」「硫酸酸化物による汚染の改善だけに着目して一気には制度の廃止に近い変更をするもの」とか「指定地域の解除については、あくまでも地域ごとの実態を配慮しつつ、段階的に行うべきである。」「また、「新しい環境保健事業・環境改善事業は、地域における保健医療計画の一環として行われるべきものであって、健康被害補償の代替措置ではあり得ない」さらに、「二酸化窒素を地域指定の指標に追加し、幹線道路を地域指定すべきである。」など、極めて厳しい批判がなされているのであります。

指定地域の全面解除に対して、公害被害者団体は当然のように強く反発し、激しい反対運動を展開しております。このことは、周知のように、こうした改革方針の決定過程において、被害者は全く蚊帳の外に置かれてきたのであります。深刻な状況にある被害者を全く度外視してこのような決定がなされることが果たして公正かどうか、大いに疑問とするところであります。

かつまた、公害健康被害補償にかかわる四十一地域の関係地方公共共五十一団体の意見は、明確な反対が二十一団体、慎重論及び時期尚早論は二十四団体、それに対して賛成表明はたったの六団体であります。しかも、この中には、やむを得ないとか条件つきやむを得ないというものを含んでいるのであります。このようなことからわかるように、地方公共団体はこの改革に対して明確に反対

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する斉藤節君の質疑

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岩佐恵美君の質疑 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岩佐恵美君の質疑

一〇二四

の態度をとっていると言つても過言ではありません。このような状況にもかかわらず、政府は本法を強硬に提案してきたことは、民主的な法治国家において重大なる問題であると言わなければならぬと思つております。(拍手)これについて総理の御所見をお尋ねいたします。

次に、公害事件においては、疑わしきは罰す、あるいは疑わしきは救済が大原則であります。しかるに、今回の方針は、中公審専門委員会において大気汚染による健康影響を明らかに認めており、しかも、道路等局地汚染による健康影響、また、老人、子供等弱者への特段の配慮が特に求められておりながら指定地域の全面解除を打ち出したことは、まさに公害行政からぬ非人道的な偏った政治判断と言わざるを得ないのであります。政府は、疑わしきは救済という大原則からこれをどう判断するのか、お伺いしたいのであります。もちろん、私も、現在の公害健康被害補償制度の問題点や矛盾点を承知してないわけではございません。それらの点については、順次改善していけばよいのであります。今回のような全面解除は余りにも乱暴であり、拙速であると言わざるを得ません。

そこで、私は、次のような提案をするものであります。御答弁をお願いいたします。

第一に、大気汚染に関しては、三ないし五年間の観察期間を置いて、その間に、すべての公害病指定地域における大気汚染と健康影響の因果関係について、公正で科学的な総合的調査を実施し、その結果に基づいて改善すべきと思うのであります。いかがでありますでしょうか。

次に、第二に、補償費の財源措置についてであります。現在、企業から八〇%と自動車重量税から二〇%で賄われております。この八対二という負担割合は、昭和四十七年当時の固定発生源と移動発生源における硫酸化物の汚染負担割合に基づいて決められたものであります。しかし、現在は、このような実態にはなっていないと言われ

ております。それゆゑ固定発生源と移動発生源とにおける大気汚染負担状況を調査し、その正確な負担実態に応じた費用の負担割合に是正すべきと思つております。また、あるいはNO_x、すなわち二酸化窒素を地域指定の要件に加え、その汚染負荷実態に応じた費用負担制度を確立するなどしてはどうかと思つております。このようにすることによつて、年間約九千人とも言われている新規公害患者を切り捨てることもなく、思いやりある行政が可能になると考えますが、お答え願ひたいのであります。

次に、特に大気汚染物質として現在問題になっているNO_x、すなわち窒素酸化物、浮遊粒子状物質による健康影響とか、あるいはこれらの物質にSO₂、すなわち硫酸酸化物を加えたいわゆる複合汚染による健康影響並びに沿道等の局地汚染における健康影響など、現在なお未解明な分野について今まで以上に充実した調査研究を実施すべきと思つております。御答弁をお願いしたいのであります。

また、本制度の改革に当たっては、幅広く国民の意見を聞き、開かれた議論を展開すべきと考えます。そのためには、中公審を改組し、公害被害者や一般国民も加え、産業界等と見られている姿勢を改めてはどうかと考えますが、これらについての御所見をお聞かせ願ひたいのであります。以上で私の質問は終わりますが、総理並びに係大臣の誠意ある、前向きな御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曽根康弘君登壇)〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 斉藤議員にお答えをいたします。

まず、公健法改正に対する政治姿勢の問題でございますが、今回の改正案は、最近の大気汚染の状況やその健康への影響について慎重に御審議をいただきまして中央公害対策審議会の答申に基づいて立案したものでございまして、関係地方公共団体から寄せられた広範な御意見についても、今回の改正は、これを十分踏まえて検討されたものであり、公害健康被害補償制度をより公正で合理的

なものにするためのものであると考えております。

疑わしきは救済するという原則の問題でございますが、先ほど環境庁長官から御答弁申し上げたとおりであります。公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえて、原因者に負担を課して個別の補償を行っている制度でございますが、救済の対象とすることについては、あくまでも公正かつ合理的な、科学的な理由が必要であるという、それが基本になっておるのでございます。

次に、指定地域の解除の問題でございますが、現在の大気汚染の状況のもとでは、新規に患者を認定し、大気汚染の原因者の負担に基づいて個人に対する補償を行うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨に合致せず、指定地域の解除が相当であると考へておりました。御意見には賛同しかねるところでございます。

なお、中公審の委員は、いずれも立派な学識と経験をお持ちの方でございます。公正な審議が行われており、現状を変更する考えはございません。

○国務大臣(稲村利幸君) 斉藤議員にお答えいたします。

公害健康被害補償法の改正についての基本的考え方につきましては、総理から御答弁のあったとおりでございます。

今回の改正につきましては、関係地方公共団体から広範な意見が寄せられ、特に大都市の地方公共団体からは、幹線道路沿道を中心とした窒素酸化物等による汚染がなお改善されていないことについて強い懸念が示されております。これに対しては、今後、大気汚染防止対策を一層推進するほか、本法律案にも盛り込まれております健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を積極的に推進することと対処していきたいと思つて

次に、大気汚染による健康被害に関する調査研究につきましては、中央公害対策審議会に設けられた医学等の専門家から成る専門委員会において、環境庁が行った調査結果や内外の最新の疫学を初めとする科学的知見を総合して検討を行った上で、現在の大気汚染の状況のもとでは、第一種地域の指定解除につきましては、本制度の趣旨に照らして相当であるとされたものであり、観察期間を置くといった考え方はとることができないと考えております。しかしながら、大気汚染による健康被害の予防に万全を期するために、必要な局地的汚染の影響調査及び地域の人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的、継続的に観察する環境保健サーベイランスシステムの構築につきましては、中公審答申の趣旨に沿って努力してまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 岩佐恵美君。

〔岩佐恵美君登壇〕

○岩佐恵美君 私、日本共産党・革新共同を代表して、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、総理並びに係大臣に質問をいたします。

加害企業の費用負担で医療と生活を支える公害健康被害補償制度は、不十分とはいえず、公害患者にとつてまさに命綱であります。それを非情にも切り捨てていこうという今回の大改悪に対して、私は心からの憤りを覚えるのであります。(拍手)

一九六〇年、四日市石油コンビナートに端を発した大気汚染公害は、たちまち東京、大阪など全国に広がりました。我が国経済の高度成長は、まさしく国民の生活と健康の破壊、さらには命と引きかえのものがたつたのです。当時、政府や企業が被害者の救済に手を差し伸べたことをしなかつたため、被害者はみづから救済のために裁判に訴えるよりほかありませんでした。公害健康被害補償

制度は、こうした公害患者の命をかけた闘いによって実現されたものなのです。

この経過を振り返るとき、大気汚染公害が企業による社会的犯罪であるとはっきり認識すること、さらに、行政は企業の側ではなく患者、国民の側に立つべきこと、これこそが公害行政の原点であることを改めて痛感するものであります。総理はどのようにお考えですか、まず最初に、基本姿勢について伺います。(拍手)

政府、財界は、公害は終わった、だから指定地域を解除してもいいんだとして、毎年新たに発生する九千人の大気汚染による公害患者を切り捨てようとしています。しかし、公害は本当に終わったのでしょうか。とんでもありません。公害認定患者は法制定後毎年ふえ続け、十一年間で六・七倍にもふえ、その数は九万六千人を超えています。このことは、まさに大気汚染が広がり、深刻になっていることを示しています。現に、この二、三年でも、東京、神奈川、大阪では二酸化窒素の汚染がひどくなり、緩められた五十三年の環境基準さえ超えてしまいう地域が全体の六割から八割以上にも上っているのです。

また、昨年発表された足かけ八年に及ぶ東京都の大気汚染健康影響調査では、幹線道路に近いほど持続性のせき、たんなどの呼吸器症状の有症率が高いこと、道路から五十メートル以内の乳幼児は呼吸器の病気が他地域に比べ高い上に症状が重いこと、さらに、幹線道路周辺の過去十年間の死因別調査では、大気汚染との関係が高く、特に商業地域では高いこと、女性の肺がんによる死亡と大気汚染との関係が高いなどのショッキングな事実が明らかにされています。

総理、事実を照らして、硫酸酸化物の排出量が減ったからといって単純に公害は終わったなどと言えるのですか。今や、大気汚染の原因が硫酸酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんなど複合汚染によるものだということは常識ではありませんか。中央公害審議会の答申は、公害地域指定の条件

について、専門委員会報告の文章を曲解して、大気汚染がどう健康に影響しているかを数字の上で明確に示すことができないならならぬとか、その地域の患者すべてが大気汚染によるものとみなすことができないならならぬと決めつけています。これに対し、中央公害審議会の鈴木武夫専門委員長は、「病気の現実に知らない人が書いた文章だ。これらの条件を満たすような病気があるかどうか逆に質問したい。事故以外にはあり得ない」と批判しています。政府はこれにどう答えるのですか。はつきりした答弁をお願いします。(拍手)

また、専門委員会報告にある「感受性が高く、被害を受けやすい人たち」の中には、児童、高齢者、呼吸器系の患者等が含まれるのは、これは医学の常識だと鈴木委員長が説明しているのに、中公審答申はこれを無視し、そういうことはないんだと結論づけていることについて、鈴木委員長は激しく抗議しています。地域指定解除の理論的根拠となる中公審答申のこのような事実の歪曲は許されません。地域指定解除の根拠が崩れたのですから、当然地域指定解除は撤回されるべきであります。総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

次に、関係五十一の自治体のうち、指定地域解除に同意できないが二十一、慎重に対処は二十四、賛成はわずかに六つにすぎないではありませんか。慎重、反対が全体の九割を占めています。これらの自治体の意見を政府は全く無視しているのではありませんか。そもそも、法第二条第四項で、内閣総理大臣に自治体の意見を聞くよう義務づけているのは、何よりも大気汚染と住民の健康被害の実態など、その地域の実情を最もよく知り得る立場にある関係自治体の判断を重視し、その意見を尊重しなさいという趣旨ではないのですか。総理、自治大臣の答弁を求めます。

新規患者を切り捨てることで最大の利益を受けるのは財界であると言われています。向こう十年間で二千五百億円の経済メリットを受けるとい試算があります。財界はどのような利益を受けるのか、明確にお答えください。さらに、財界の拠出金五百億円は、財界が別に五百億円出すのですか。そうではなく、六十二年度の総賦課金額をこの先五年間固定し、既存の認定患者をどんどん切り捨て、その分のお金を浮かせて、積み立てて捻出するのではありませんか。そうであるとするならば、患者を犠牲にした政府と財界の醜い政治的取引で、絶対に許せません。認定患者の皆さんが納得のいく説明を求めます。(拍手)

以上、限られた時間内で幾つかの問題点を指摘しただけでも、本法案は、手続的にも内容的にもまさにうそとごまかし、そして、問答無用のやり方であり、公約違反の売上税とそっくりではありませんか。

総理、あなたはなぜ、公害に苦しむ患者さんや公害の危険にさらされている国民の立場に立って、財界、企業に、公害補償の額がふえるのが嫌なら公害をなくす努力をしないかと真っ正面から言えないのですか。今も東京湾横断道路、首都圏中央連絡道路、関西新空港、さらには東京湾に三百キロワット級の超大型火力発電所などの建設が計画され、公害がますますひどくなることが予想されます。

今、患者の多くの皆さんが、発作的に起こるせきに襲われ、絶えず死と直面し、苦しんでいます。その患者さんが、きょうは補償法を心配して、病身を押しこめての国会議を思を詰めて見守っておられます。総理、あなたには患者の皆さんの悲痛な叫びが聞こえないのですか。本法案は患者を苦しめ、公害を野放しにする以外の何物でもありません。撤回を強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 岩佐議員にお答えをいたします。
環境行政は国民の健康の保護を使命とするものでありまして、国民の立場に立って、あくまで公

正、合理的、科学的に対処すべきものと心得ております。
大気汚染の現状につきましては、公害健康被害補償制度発足以来、我が国の大気汚染の態様には変化が見られまして、事態は改善されつつあります。これを踏まえ、中公審で検討いただいたところ、現在の大気汚染の状況下では地域指定は解除すべきとの結論を得たものであります。言うまでもなく、我が国の公害の状況はなお改善を要する課題も多く、公害対策は引き続き積極的に推進する所存であります。

今回の中央公害対策審議会の答申は、科学的知見を踏まえて、この問題に関する医学者を含め各分野の権威者を集めた審議会の総意として取りまとめられたものであり、政府としては、指定地域のすべてについて解除を行うことが適当と考え、撤回はいたしません。

次に、公健法第二条第四項の趣旨でございますが、これは、地域の実情を十分把握している関係地方公共団体の長の意見を聞くことにより、制度の運営の適正を期するために設けられているものであり、関係地方公共団体の意見は尊重していかなければなりませんけれども、その同意がなければ地域指定の解除ができないという趣旨のものではないと考えております。

次に、認定患者の問題でございますが、指定解除前に認定を受けた患者に対する補償については、指定解除後も従前どおり補償給付を行い、万全を期します。今回の改正案では、積極的に大気汚染による健康被害を予防する事業を実施することとして、その財源の拠出を新たに大気汚染の原因者に求めているものであります。(拍手)

〔国務大臣(稲村利幸君)登壇〕
○国務大臣(稲村利幸君) 岩佐議員にお答え申し上げます。
二酸化窒素環境基準取り消し訴訟における鈴木専門委員長の御発言についてであります。

昭和六十二年五月十九日 衆議院会議録第十八号 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する岩佐恵美君の質疑

一〇二五

運輸委員

辭任

北川 正恭君
清水 勇君
瓦 力君
石橋 大吉君

補欠

瓦 力君
石橋 大吉君
北川 正恭君
清水 勇君

逓信委員

辭任

園田 博之君
虎島 和夫君
宮崎 茂一君
渡辺 紘三君
遠藤 武彦君
金子 一義君
金子原二郎君
渡海紀三朗君

補欠

渡海紀三朗君
遠藤 武彦君
金子 一義君
金子原二郎君
虎島 和夫君
宮崎 茂一君
渡辺 紘三君
園田 博之君

建設委員

辭任

瓦 力君
浜田 幸一君
三塚 博君
小野 信一君
木村 守男君
鈴木 宗男君
渡海紀三朗君
木間 章君

補欠

渡海紀三朗君
鈴木 宗男君
木村 守男君
木間 章君
三塚 博君
浜田 幸一君
瓦 力君
小野 信一君

科学技術委員

辭任

木間 章君
小野 信一君
河本 敏夫君
山口 鶴男君
森 美秀君
馬場 昇君

補欠

小野 信一君
木間 章君
森 美秀君
馬場 昇君
河本 敏夫君
山口 鶴男君

環境委員

辭任

河本 敏夫君
山口 鶴男君
森 美秀君
馬場 昇君

補欠

森 美秀君
馬場 昇君
河本 敏夫君
山口 鶴男君

予算委員

辭任

木下敬之助君

補欠

林 保夫君

決算委員

林 保夫君

高橋 一郎君
森下 元晴君
小泉純一郎君
藤波 孝生君
藤波 孝生君
森下 元晴君

補欠

小泉純一郎君
藤波 孝生君
高橋 一郎君
森下 元晴君

議院運営委員

辭任

田中 慶秋君
佐々木良作君

補欠

佐々木良作君
田中 慶秋君

内閣委員

辭任

野坂 浩賢君
五十嵐広三君

補欠

五十嵐広三君
野坂 浩賢君

法務委員

辭任

小澤 克介君
水田 稔君

補欠

水田 稔君
小澤 克介君

外務委員

辭任

石原慎太郎君
武村 正義君
杉浦 正健君
虎島 和夫君

補欠

杉浦 正健君
虎島 和夫君
石原慎太郎君
武村 正義君

大蔵委員

辭任

森田 景一君
長田 武士君

補欠

長田 武士君
森田 景一君

社会労働委員

辭任

片岡 武司君
古賀 誠君
自見庄三郎君
高橋 一郎君
戸沢 政方君

補欠

穂積 良行君
園田 博之君
川崎 二郎君
渡辺 紘三君
野呂田芳成君

中山 成彬君

石原慎太郎君

阿部 文男君
石橋 大吉君
野呂 昭彦君
野呂 昭彦君
中山 成彬君
自見庄三郎君
古賀 誠君
戸沢 政方君
片岡 武司君
高橋 一郎君
中沢 健次君

農林水産委員

辭任

阿部 文男君
太田 誠一君
野呂田芳成君
五十嵐広三君
石橋 大吉君
粟屋 敏信君
大坪健一郎君
白川 勝彦君
野坂 浩賢君
松前 仰君

補欠

大坪健一郎君
白川 勝彦君
粟屋 敏信君
野坂 浩賢君
松前 仰君

農林水産委員

辭任

阿部 文男君
太田 誠一君
野呂田芳成君
五十嵐広三君
石橋 大吉君
粟屋 敏信君
大坪健一郎君
白川 勝彦君
野坂 浩賢君
松前 仰君

補欠

大坪健一郎君
白川 勝彦君
粟屋 敏信君
野坂 浩賢君
松前 仰君

商工委員

辭任

水田 稔君
長田 武士君
米沢 隆君
前島 秀行君
森田 景一君
大矢 卓史君
長田 武士君
米沢 隆君

補欠

前島 秀行君
森田 景一君
大矢 卓史君
長田 武士君
米沢 隆君

逓信委員

辭任

川崎 二郎君
園田 博之君
野中 広務君
二田 孝治君
穂積 良行君

補欠

谷垣 禎一君
杉浦 正健君
甘利 明君
前田 武志君
井出 正一君

渡辺 紘三君

村上誠一郎君

大矢 卓史君
木下敬之助君
野中 広務君
穂積 良行君
園田 博之君
川崎 二郎君
二田 孝治君
渡辺 紘三君

大矢 卓史君

米沢 隆君

大矢 卓史君

大矢 卓史君

米沢 隆君

大矢 卓史君

大矢 卓史君

米沢 隆君

大矢 卓史君

大矢 卓史君

米沢 隆君

大矢 卓史君

大矢 卓史君

米沢 隆君

大矢 卓史君

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号 朗読を省略した議長の報告

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長報告

務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案
医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求めるの件

恩給法等の一部を改正する法律案
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案
商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵政官署における国債等の募集の取扱等に関する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
(議案撤回)

一、去る十五日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出)

(議案撤回通知)
一、去る十五日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十五日いづれもこれを承認した。

一、調査する事項
国際情勢に関する事項

二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎殿
環境委員長 林 大幹
(質問書提出)
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
千葉県木更津市沖の人工島建設に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎殿
外務委員長 山口 敏夫

一、調査する事項
環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項
三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、快適環境の創造に関する事項
五、公害健康被害救済に関する事項

六、公害紛争の処理に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
昭和六十二年五月十五日

衆議院議長 原 健三郎殿
環境委員長 林 大幹
(質問書提出)
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
千葉県木更津市沖の人工島建設に関する質問主意書(新村勝雄君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
水産用の医薬品の使用等に関する質問主意書(寺前巖君提出)

(答弁書受領)
一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員滝沢幸助君提出戦後政治の反省と東京裁判など所謂戦後問題に関する質問主意書に対する答弁書

戦後政治の反省と東京裁判など所謂戦後問題に関する質問主意書
提出者 滝沢 幸助
昭和六十二年四月二十四日

衆議院議長 原 健三郎殿
戦後政治の反省と東京裁判など所謂戦後問題に関する質問主意書

昭和二十年八月、我が国が米英など聯合國に降伏して早くも四十餘年を閲したが、こゝに漸く戦後政治を反省總結し、誤れた之を正し、失へるは之を恢復して、よりよき將來を期するの氣運が澎湃として興りつゝあるは蓋し當然の事ながら、邦家のため同慶に堪へぬことである。

此の間、我國は昭和二十年九月二日ミズリー號艦上の降伏文書調印、同二十一年十一月の憲法改正、同年五月より三箇年に亘る極東國際軍事裁判、同二十一年の農地改革、同年の國語改革、又昭和二十六年の講和條約調印、或いは、同年の日米安保條約締結、及び同三十五年の之が改定など、こゝに回想列挙するにも思ひ静かならぬ難局をよく隱忍自戒して誤らず、今日世界に冠たる經濟力と、國際社會に名譽ある地位とを得るに至つた。

思ふにこの成果は、國の時に處して賢明な施策と大多數國民の協力、加へて時の幸運に支へられの事であつたが、反面、今漸く國民の間に生じて覆ふべくもない精神的懈怠と不信、道義の荒廢と國家觀の混亂、愛國心の喪失は誠に由々しき大事である。

之は是れ戦後四十餘年の祖國再建の基本方針に對する國民輿論の分斷と、政府の之が指導力の缺如、法制度の不備等に起因するものであり、今にして之を正し、今日において之を明らかにすることこそ、正に國家的民族的急務であると信ずる。仍つて之等の基本問題について質問する。

第一 極東國際軍事裁判(東京裁判)について
戦後、聯合國は昭和二十一年五月三日より同二十三年十一月十二日まで東京に設けた極東國際軍事裁判の法廷において元内閣總理大臣東條英機ら二十八人をA級戦争犯罪人として裁き、絞首刑七人、終身禁錮刑十六人、有期禁錮刑二人(他に未決中獄死二人、精神異常に依る審理除外一人)の刑を宣告した。

更にB・C級戦犯として五千餘人を内外各地の軍事裁判にかけ、千百人を超す死刑・獄死・拘留死を出した。

我國は當時その主權が聯合國最高司令官の制限下にあつたが、昭和二十六年九月八日、サンフランシスコにおける講和條約締結(翌二十七年四月二十八日發効)により國際法的にも戦争は終結し、主權の制限は解かれ、獨立は完全に恢復した。

然し乍ら、其の後三十五年を経た今日も、なほ幾多の所謂戦後問題が残され、然もそれら問題の根柢には東京裁判による日本有罪論が根強く生きており、或いは歴史觀・世界觀・國家觀に於て未だに占領時の殘滓を棄てきれず、國民も悉く此處に低迷し、國論これをめぐつて二分してゐることは誠に不幸なことと言はなければならぬ。就いては左記の諸件について、政府の見解を明らかにされたい。

1 東京裁判の法的根據について
「法なきところ罪なく、法なきところ罰なし」とする罪刑法定主義と「法は遡らず」との法の

不遑及、事後立法の禁止は世界文明國共通の法理である。

東京裁判は我國が降伏してのち、占領軍が臨時に制定した「極東國際軍事裁判所條例」によつて當時は勿論、現在に於てすら國際法上存在しない「平和に對する罪」「人道に對する罪」等の罪名を冠して、勝者が敗者を裁いたもので、正に裁判といふ名の報復であり、戰爭行為の繼續であつた。

故にこそ檢事及び判事は總て聯合國からのみ選ばれ、我國からは辯護人を許したのみであつたし、控訴・上告の道も絶たれてゐた。もしそれ、此の裁判に些たりとも「正義」と「文明」の良心があつたならば、米英など聯合國の大統領・首相等をも同じく被告の座に連ね、原爆投下等の責任も斷罪されるべきであつた。而も、この裁判を主催し得る資格はイスラエルなど純正中立國のみであり、戰爭當事國の一方、即ち勝者のみにあるべきはずはない。

東京裁判は、其の管轄權を爭つた辯護團の動議を卻下しニルンベルグ裁判の意圖に同意するとして、それは一九二八年パリ不戰條約を根據としてゐる。然し同條約においても、戰爭それ自體は禁止し得ず、侵略戰爭のみ非とし、且つ侵略が自衛かの判斷は終局的には當事國の自己決定に待つ外なしとしてゐる。この解釋は國際法學界の通説である。

即ち、東京裁判は法的には其の存立の根據なしとする意見が各界に強く主張されてゐるのである。この事實を踏まへて、昭和六十一年八月十九日衆議院内閣委員會における後藤田官房長官の答辭に言ふ「政府の統一見解の眞意と、東京裁判の法的根據に關する政府の最終の見解を示されたい。」

2 サンフランシスコ平和條約第十一條について

昭和二十六年サンフランシスコに於ける對

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長の報告

日平和條約(講和條約)の第十一條は、「日本國は、極東國際軍事裁判所並びに日本國內及び國外の他の聯合國戰爭犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本國で拘禁されてゐる日本國民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されてゐる者を赦免し、減刑し、及び假出獄させる權限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本國の勸告に基く場合の外、行使することが出来ない。極東國際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この權限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本國の勸告に基く場合の外、行使することが出来ない。」としてゐる。

而して本條の目的は、軍事裁判所が言渡した刑の引續いての執行を日本政府に義務づけることにも、赦免・減刑・假出獄の手續を定めることにあつた。即ち本條は、講和條約發効と同時に我國が任意に戰犯等を釋放する(アムネステイ條項)ことを禁ずるために挿入されたのであり、これによつて、我國は聯合國に代り「刑を執行する責任を受諾」させられたのである。この「裁判を受諾する」とされてゐる部分は、英文では、

Japan accepts the judgments of the International Military Tribunal for the Far East and of other Allied War Crimes Courts both within and outside Japan, and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals imprisoned in Japan. 英文では「日本は、裁判を受諾する」の箇所は、英文では「accepts the judgments」で、英語の judgment は法律用語として使はれる場合、日本語の「判決」の意味に用ゐるべきことは權威ある法律辭典 Black's Law Dictionary の説明からも明白である。 judgment of The official and authentic decision of

a court of justice upon the respective rights and claims of the parties to an action or suit therein litigated and submitted to its determination. (司法裁判所が同法廷に提出されてその判定を求められてゐる訴へない權利ならびに請求に關して下す、公式かつ有權的な決定) とされ、英語の本文は「判決を受諾する」意味であることが明瞭である。

次にフランス語正文では、

Le Japon accepte les jugemens prononcés par le Tribunal Militaire International pour l'Extrême-Orient et par les autres tribunaux alliés pour la répression des crimes de guerre, au Japon et hors du Japon, et il appliquera aux ressortissants japonais incarcérés au Japon les condamnations prononcées par lesdits tribunaux.

日本が諸軍事法廷より言渡された判決を受諾する (accepte les jugemens prononcés par...) と書かれてゐる。フランス語では prononcer un jugement と使つた場合「判決を下す(言渡す宣言する)」の意味であつて、judgement は裁判を意味しない。スウェーデン語正文では、

El Japón acepta las sentencias del Tribunal Militar Internacional del Extremo Oriente y de otros Tribunales Aliados de Crimenes de Guerra, tanto dentro como fuera del Japón, y ejecutará las sentencias pronunciadas por ellos contra nacionales japoneses encarcelados en el Japón.

即ち日本は諸軍事法廷の「判決」(las sentencias)を受諾し、それらの法廷により言渡された刑 (las sentencias pronunciadas por ellos) を執行すべきものと書かれ、スウェーデン語の sentencia は、判決または宣告された刑を意味し裁判を意味する言葉ではない。

因に勝本正晃を編輯代表とする三省堂版「模範六法」に於ても、この條約の第十一條には、編者の手による「戰爭裁判判決の受諾と刑の執行」との見出しが附せられてゐる。ついで左記二點に對し政府の責任ある見解を示されたい。

イ 第十一條日本語文は誤譯ではないか。
ロ 右各國語の譯に見る如く、第十一條の「裁判」を「判決」と譯されてゐたとして、前章にのべた後藤田官房長官の答辭において表明された政府見解は變つて然るべきではないか。その場合どのやうに變るか明確にされたい。

第二 靖國神社について

靖國神社は我國が近代國家として國際社會に参加した明治維新以來、國家に生命を捧げられた方々を祀る神社として百年の歴史をもち、宗教法人として登録されてゐる。

然し、他の宗教と異り、教理教典を有せず、布教せず、信徒を有せず組織せず、且つ教祖も存せぬ、極めて異例の祭祀である。而も、戰前戰中は勿論、戦後も歴代首相は之に參拜して崇敬の念を捧呈した來た。

申すまでもなく憲法は、國及び公共の特定宗教への援助支配等を禁じており、我國の傳統習慣・社會通念及びその宗教觀と法の形式主義との段差が幾多の論争を生み、津市地鎮祭訴訟(昭和五十二年七月十三日、最高裁)や岩手靖國公式參拜、玉串料訴訟(昭和六十二年三月五日、盛岡地裁)の如き裁判事件も生ずるなど、問題は深刻なるものがある。

政府は昭和六十年、「閣僚の靖國神社參拜問題に關する懇談會」の意見を徴して同年八月十五日、中曾根首相が從來の作法を無視しての一拜方式による公式參拜をした。これは小手先の

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長の報告

細工に過ぎた感はあるが、一つの見識と言ふべきであつた。然るに越えて同六十一一年の終戦記念日には、「A級戦犯が合祀されてゐることもあり、近隣諸國の國民感情を配慮する（八月十四日、後藤田官房長官談話）」として参拜を行はなかつた。これは昭和六十年八月の公式参拜後の中國よりの非難に對する配慮であつたらう。

ここで終戦後、平和條約發効以來の所謂戦犯に對する處遇と、靖國神社合祀に至る経緯を見るに、昭和二十七年四月三十日、法律百二十七號「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が成立、軍人恩給法の適用が停止されてゐた戦傷病者・戦没者（軍人・軍属）の遺族に對する援護が開始された。更に同二十八年七月二十三日衆議院に於て、「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案」が自由・改進・右派社會・左派社會四會派共同提案の修正により全會一致で議決され、八月六日參議院でも同様可決された（同八月七日法律百八十一號施行）。之により戦犯者の遺族も援護の對象とされ、恩給法も同様改正されて一般戦没者遺族と戦犯者遺族は同じ扱ひとなつた。

因に、恩給法（大正十二年法律四十八號）第九條によれば、「死刑又は無期、若ハ三年ヲ超ユル懲役、若ハ禁錮ノ刑」に處せられた者は、年金たる恩給の支給が得られないとされてゐるが、前記援護法等の改正を當時の國會が全會一致で可決した事實は、戦犯者を國內法的見地に於ては無罪と認める大多數國民の意志の表明と見ることが出来る。

右の事由から戦犯死没者を戦没者同様に靖國神社に合祀すべしとされ、厚生省の資料によつて、従前戦没者の合祀に際して爲されたのと全く同じ手續を取り、B・C級戦犯は昭和二十四年四月六日、同年十月十七日、同四十四年十月十八日の三回に分けて合祀され、更に同五十三

年十月十七日にはA級戦犯死者七人、獄死者五人、未決中死没者二人、計十四人の合祀を了したのであつた。

其後、大平、鈴木兩首相の参拜も行はれたが中國等よりの抗議はなく、昭和六十年八月の中國首相の参拜を機として國際的問題となつたことは理解し難い所であるが、専ら中國側の國內事情によるものではなかつたか。ともあれ、1 此の問題の解決のため、首相は人を介して遺族會等に働きかけ、A級戦犯神靈を靖國神社から分祀することを策してゐると新聞等が報じ、或いは甚聞語り傳へられたが、かゝる事實の有無を明確にされたい。

2 右の事實ありとすれば、それは宗教に對する公の介入とはならないか。又その事實があれば具體的に報告されたい。

3 中國等が萬一にも諒解すれば祭神の如何にかゝらず公式参拜を再開するか。

4 中國等の意圖に關はらず戦犯が祭られてゐる限りは公式参拜をしないのか。

5 私人としての参拜は考へてゐるか。

6 A級戦犯を分祀したら次にB・C級戦犯の合祀に對する非難が起きないと思ふのか。

7 憲法と靖國神社に關する政府の公式見解を整理して明らかにされたい。

8 諸外國よりの國賓等の表敬を受け得る靖國神社であるためにも、同神社を、宗教法人より除外して「國家慰靈法人（假稱）」等の新立法を以つてし、仍つて、天皇陛下をはじめ皇族、首相以下總ての公人の正式参拜の道を開き、又普く國民の崇敬を得るやう對處されるべきと信ずる。政府の所見如何。

第三 日本國憲法について

戦後四十一年の我國の歴史は、同時に、昭和二十一年十一月三日公布以來の日本國憲法の歴史でもあつた。

即ち此の憲法は、法手續としては明治二十二年制定の「大日本帝國憲法」の改正であつたが、

實質的には敗戦による革命的變革たる新憲法の制定であつた。

然もその由來するところは占領軍の強制的助言によるものであり、今日に至つて之を見れば、その功罪必ずしも定まらず、國論の激しく二分するところである。特に、第九條、第二十条及び第八十九條等の解釋に至つては、學界、政界悉くその見解を異にし、政府また百年不易の定見を示すに至つてゐない。この事は國政運用上、誠に遺憾であり、國民も亦、その向ふ處を誤る虞れなしとしない。

就いてはこの際、政府は速やかに次の事を明確にして國民の不安を除き、國家の將來を安定すべきである。

1 政府は日本國憲法を將來ともに此の儘でよしとするか、或いは改正を意圖してゐるか。

2 前記第九條、第二十條及び第八十九條について明確なる政府の解釋を示されたい。

第四 大東亞戰爭及び滿洲事變・支那事變について

我國が將來の進路を想定する上において、大東亞戰爭及び滿洲・支那兩事變の歴史的意義を正しく把握し、而も國民が廣くその理解を一にすることは極めて重要なことである。その爲には歴史的事實を正視し、且つ當時の先人が事に處した志を虚心に顧みる必要があるが、有史以來初めて敗戦を體驗した日本及び日本人は、自らの國家とその歴史に自信と誇を失ひ、事毎に内部對立と對外追従を繰返して來た。こゝに其の誤りを正すため史實を回顧する。

○ 滿洲事變 東京裁判に於て檢察側・辯護側ともに重視したところの國際聯盟派遺リットン調查團の報告書には、一九二一年（明治四十四年）辛亥革命以降の滿洲の事情を詳述した後、「右地域は法律的には中國の一構成部分なりと雖も本紛争の根柢を成す事情に關し、日本と直接交渉を遂ぐるに充分なる自治的性質を有した」と滿洲の特殊性を認め、更に柳條

溝（瀋陽）鐵道爆發事件については、「現地にありたる將校及び彼等自身は自衛の爲め行動しつゝあるものと思惟したるなるべしとの想定は、全然あり得ることにあらず」としてゐる。

○ 支那事變 世に言ふ「盧溝橋の一發」については、東京裁判に於ては日本軍の發砲との立證は遂に出來ず、日本側證人の陳述に對し檢察の反對訊問は殆どなかつた。（この事件の仕掛人が當時の中國共產黨であることを示す新資料も、すでに我國に紹介されてゐる。當時北方に脅威を感じてゐた我國は中國との戰爭を極力避けたかつた。然し幾度かの平和交渉は結局不調となつた。近衛三原則「善隣友好、共同防共、經濟提携」は中華民國に領土や賠償を求めず、主權を尊重し、治外法權を廢し、租界の返還を考慮する等としたが、帝國議會は之を支持し、昭和十五年三月七日、三原則を批判した齋藤隆夫議員を除名した。

○ 大東亞戰爭 我國は對米戰を回避するため有りとあらゆる努力をした。昭和十六年十月十八日、世に言ふ「白紙還元の御説」により、東條内閣は、統帥部の開戦論を抑へ、來栖大使を特派して改めて「乙案」を示し讓歩した。また衆議院は「國策完遂に關する決議」を全會一致で可決、開戦を政府に迫つたが、内閣は更に交渉妥結に力めた。然るに米國は十一月二十六日「ヘルノット」によつて最後通告を表明、我國は自存自衛のため武力を以つて血路を開く以外にない立場に迫られた。

以上は史實である。勿論歴史像はこれを見る複數の人間の眼を通じて構築せられる。彼我觀點を異にすれば、別の見方がまた成り立つてあらう。

しかし我國民に少くとも、之等の客觀的史實に就て確たる認識を持たすべきである。中曾根首相は昭和五十八年二月十八日、衆議院豫算委員會に於ての木島喜兵衛委員への答

辯、同六十二年九月三日、共同通信社加通編輯局長會議の席上の發言、及び同年同月十六日、衆議院本會議土井たか子議員への答辭において、「今次大戦、就中、中國との戦ひ(支那事變)は侵略戦争であつた」と受け取れる發言をした。

遡つて昭和五十四年六月五日、參議院內閣委員會における大平首相の答辭は、「A級戦犯あるいは大東亞戦争というものに對する審判は歴史がいたすであらうというように私は考へております」と發言してゐる。

また昭和四十七年九月「日中共同聲明」の作成に際し、田中首相は「侵略」の字句の挿入を求め、周中國首相と激論して峻拒し、「戦争を通じて中國人民に重大な損害を與へた事についての責任を痛感し深く反省する」との文言で合意した。

ここに、歴代三首相の發言に於ける大東亞戦争及び日支事變等一連の歴史に對する認識の相違は極めて重大なことである。

勿論、前述の戦争等について、謙虚な反省と永遠の平和を希求する誓ひは決して忘れてはならないが、中國には中國の立場に立つた意見、米英その他の國々にも、それぞれ自分の立場からの主張があるは當然で、それらが相互に無理なく完全に一致するはずはないのであり、我國にも亦、我國独自の立場、我國の志に基く認識がなくてはならないであらう。

かゝる意味において、前記三首相の發言を總括して政府の「大東亞戦争及び滿洲事變・支那事變など」に關する、最終見解を明らかにされたい。

併せて「大東亞戦争」の呼稱を正式名稱として認めるか否かを問ふ。

抑、この「大東亞戦争」の名稱は昭和十六年十二月十二日閣議決定によるものであり、全國民が用ゐて疑はなかつたものを、昭和二十一年十二月十五日の所謂「神道指令」により使用を禁じられたものである。然し、當該指令は講和條約

の發効を以つて占領行政としての效力を喪失したのであり、従つてこの呼稱を避ける理由も既に消滅してゐるはずであるが所見如何。

第五 領土問題について

我國が聯合國通告の降伏條件に同意して、大本營が全軍に停戰命令を發してのち、即ち昭和二十年八月十八日より九月三日までの間に、當時は有効であつた日ソ中立條約をソビエト聯邦は一方的に破棄して日本領土に侵攻し、その結果齒舞・色丹・國後・擇捉など北方領土を侵略占領した。

而も、その後度重ねての我國の返還要求に對してソ聯邦は「領土問題は解決済み」との態度を變へてゐない。

ソ聯邦は、この主張の根據は昭和二十六年のサンフランシスコ講和條約にあるとしてゐるが、その條文には、

「クリルアイランズ並に一九〇五年九月五日のポーツマス條約の結果として主權を獲得したサハリンの一部及びこれに近接する諸島」の權利を拋棄する(第二條のC主旨)旨記されてゐる。而して前記四島は我國が拋棄したクリルアイランズと呼ばれる地區には含まれてゐない。

このことは地理學的にも、歴史的経緯からも明らかである。而もソ聯邦はこの講和條約に調印しておらず、之を據り處として主張する資格はない。

斯くてこれら所謂北方四島が我國の本來固有の領土たることは、國際法的にも、また幾多の史實に照しても疑ふ餘地のないことである。

即ち、ソ聯邦のこの北方領土占領と返還の拒否は國際平和と正義の理念に挑戰する行爲であり、斷じて許さるべきではない。

一方アメリカは昭和四十七年、沖縄の返還を平和的に實行した。政府は速かにソ聯邦が之に倣ふやう強力に主張すべきである。

然るに最近、齒舞・色丹兩島の返還を以つて足るとする意見が巷間に浮上して來た。之は誠に重大な問題であるが、國論必ずしも統一を見

てゐない現状は残念と言はなければならぬ。就ては、今こそ政府が明確な見解を内外に示して返還の早期實現を圖るべきである。その爲に、次の諸點に就て所見を示されたい。

1 ソ聯邦の北方領土占領は國際法上不當不正な侵略と認めるか。

2 前記講和條約第二條に對する政府の見解を明らかにし、主張し得る領土の範圍を具體的に明示されたい。

3 今後の返還運動の具體的方針とその日程を示されたい。

4 所謂二島返還論を如何に見るかを明らかにされたい。

5 竹島・尖閣列島等の領有權についての政府見解を示されたい。

6 北方領土返還等についての主張を、國聯などを通じ國際輿論に訴へるべく策定される用意があるか。

以上、戦後政治の反省と所謂戦後問題に就き政府の見解を問ふ。

その原點は嘗て我國近代の歴史を正し、祖先の營々たる勞苦とその志を顯彰して、我等が今日の生の位置を再發見し確認して、之を後世子孫に傳承するにあつて、苟も特定の主義や利害を代理代表するものではない。

幸に神佛の加護により得難き生をこの日本國に享け、なかなか運ひ難き至福の盛代に遭ふも、顧みれば昭和初期の動亂の相を紅顏の眼底に刻み、大戦の傷痕を壯俊の大體に受け、而も生き存へて戦後復興の激流に精魂を曝し既に六十有二歳。

思へば敗戦の日の死灰復燃の誓ひ、永遠平和の希求は渺として昨日の如く、邦國未曾有の繁榮と萬民の福祉は今日のもの、然し靜かに膝下を照顧すれば群生の道義荒廢し、國論定まらず、廟堂も衆庶も徒らに目前の營利貨殖に眩惑され、民族百年の理想を忘失してゐる現状は實に憂憤痛嘆に耐へず、ここに昔日の國難に殉じた萬骨の尊靈に代

り、政府の明晰を求めて。右質問する。

内閣衆質一〇八第三五号
昭和六十二年五月十五日
内閣總理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員滝沢幸助君提出戦後政治の反省と東京裁判など所謂戦後問題に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員滝沢幸助君提出戦後政治の反省と東京裁判など所謂戦後問題に關する質問に對する答弁書

第一について
1 極東國際軍事裁判については、同裁判をめぐる法的な諸問題に關して、種々の議論があることは承知しているが、國と國との間の關係においては、我が國は、サン・フランシスコ平和條約第十一條によつて、極東國際軍事裁判所の裁判を受諾してゐるところである。

2 サン・フランシスコ平和條約第十一條にいう「Judgment」について、「裁判」との語を當てるのが誤訳であるとの御指摘は当たらない。

第二について
1、2及び6 靖國神社の合祀対象者の範圍は、同神社が自主的に決定してゐるところである。

3及び4 公式参拝は制度化されたものではないので、今後、公式参拝を実施するかどうかは、その都度、諸般の情勢を総合的に考慮し、慎重に検討した上、自主的に決定すべきものである。

5 私人の立場での参拝を行うかどうかは、各國務大臣が私人として判断すべき事柄である。

7 内閣總理大臣その他の國務大臣が國務大臣

昭和六十二年五月十九日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長長の報告

としての資格で行う参拝については、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一々する方式で行う限り、憲法第二十條第三項の規定に違反する疑いはないと考えている。

8 御質問のような立法措置に関しては、これまでも靖国神社法案として国会議員によつて国会に提出されてきたという経緯があるもので、今後、この問題については、関係者における議論の推移を見守つてまいりたい。

第三について

1 現段階において、内閣としては、憲法改正という問題を政治的日程にのせることは考えていない。

2 憲法第九條は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限の武力を行使することは認められており、自衛のための必要最小限の武力の保持は同條によつて禁止されていないと解しているところである。

また、憲法第二十條及び第八十九條における信教の自由に関する規定については、第二十條第一項前段及び第二項において信教の自由を保障した上、国その他の公の機関が宗教に介入し、又は関与することを排除する見地からいわゆる政教分離の原則に基づく規定として同條第一項後段及び第三項並びに第八十九條の規定が定められたものと解している。

なお、同條は、公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の事業に対する国その他の公の機関による財政面からの介入又は関与を排除することについても規定しているところである。

第四について

我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立

つて平和国家としての道を歩んできている。なお、中国との過去の関係に関しては、昭和四十七年九月二十九日付けの日中共同声明の前文において明らかにされているとおりである。

また、御指摘の戦争の呼称に関しては、昭和二十年十二月のいわゆる神道指令を受け、法令中の「大東亜戦争」の文言を「今次ノ戦争」に改める措置がとられた経緯があるが、その後、当該戦争の統一の呼称に関し、特段の決定は行っていない。

第五について

1 ソ連の北方四島占拠は、法的根拠なくして行われている占拠であるという意味で不法占拠であるというのが従来よりの政府の見解である。

2 サン・フランシスコ平和条約第二條(C)項により我が国は千島列島及び南樺太に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したが、同条約にいう千島列島とは、我が国がロシアとの間に結んだ一八五五年の日露通好条約及び一八七五年の樺太・千島交換条約から明らかのように、ウルップ島以北の島々を指すのであつて我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島は含まれていないというのが政府の見解である。

我が国は、歯舞、色丹、国後、択捉の四島すべては歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であると主張しているところである。

3 北方領土の返還を求める国民世論は、北方領土返還を求める全会一致の国会決議の果次にわたる採択、北方領土返還実現に関する諸願署名数の増大、全都道府県における北方領土返還のための県民会議の設立からも明らかにならざるを得ない高まりをみせている。右を背景として、政府は昭和五十六年から二月七日を「北方領土の日」に決定し、以来、全国各地においてこの日を中心に関連の記念行事が開催されている。

政府としては、かかる領土返還運動が今後一層充実されることが望ましいと考えており、その推進を図つていく所存である。

4 政府の一貫した基本的立場は我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方四島の一括返還を実現して平和条約を締結することにより日ソ両国間に真の相互理解に基づく安定的関係を確立することであり、右立場にいささかの変更もない。

政府としては、今後とも、かかる基本的立場を堅持して北方四島の早期返還をソ連側に要求し、粘り強く交渉を続けていく所存である。

5 (一) 竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明白であり、政府は、韓国政府が竹島に各種施設を構築し、不法占拠を続けていることは、誠に遺憾であると考えている。

(二) 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、我が国は、現にこれを実効的に支配している。したがつて、尖閣諸島の領有権をめぐる解決すべき問題はそもそも存在していない。

6 政府としては、北方領土問題は、基本的には日ソ二国間の問題であり、両国間の話し合いで解決すべき問題であると考えている。他方、北方領土問題に関する国際啓発により、国際社会において北方領土問題の存在と我が国の主張の正当性につき理解を求めることも、日ソ両国間の交渉促進のための好ましい環境を作るとの観点から重要であると考えている。

かかる観点から、我が国は、欧文パンフレット及びフィルム・ビデオを利用して海外の広報に努めるとともに、昭和五十五年の第三十五回総会以降、国連における外相一般討論演説において、毎年北方領土に言及する等

により、我が国の正しい主張を広く国際社会に訴えている。

右答弁する。

10311

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

官報課

ダイヤルイン

電話

(三六)三三三

定価一部

一〇〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可